

平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案要綱

第一 総則

一 趣旨（第一条関係）

この法律は、平和条約国籍離脱者等である戦傷病者及び戦没者等の遺族が置かれている状況にかんがみ、人道的精神に基づき、これらの者に対する特別障害給付金等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

二 平和条約国籍離脱者等（第二条関係）

「平和条約国籍離脱者等」とは、次に掲げる者をいうこと。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（及び
において「出入国管理特例法」という。）（第一条第一項に規定する平和条約国籍離脱者

出入国管理特例法第二条第二項に規定する平和条約国籍離脱者の子孫

帰化により日本の国籍を取得し引き続き日本の国籍を有する者であつて、当該帰化をした時において 又は に掲げる者（当該帰化をした時が出入国管理特例法の施行前であつたときは、当該帰

化をしなかったとしたならば出入国管理特例法の施行により 又は に掲げる者となったであろうと認められる者）であつたもの

から までに掲げる者に準ずる事情にある者として政令で定める者

三 旧軍人軍属等、在職期間及び公務傷病の範囲（第三条から第五条まで関係）

「旧軍人軍属等」、「旧軍人軍属」及び「在職期間」の意義並びに公務傷病の範囲を、戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という。）に定めるものと同様のものとする。

第二 特別障害給付金

一 特別障害給付金の支給及び裁定（第六条関係）

1 旧軍人軍属等であつた者が、昭和十二年七月七日以後（旧軍人軍属であつた者にあつては、同日以後の在職期間内。第三の一 及び において同じ。）に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病により、平成十二年七月一日において恩給法上の項症若しくは款症の程度の障害の状態にある場合又は同月二日以後において当該程度の障害の状態になつた場合であつて、かつ、その者が平和条約国籍離脱者等である場合には、その者にその障害の程度に応じて年金たる特別障害給付金を支給

すること。

2 1により年金たる特別障害給付金を受けるべき者であつて、その障害の程度が恩給法上の款症の程度であるものに対しては、その者の請求により、その障害の程度に応じて一時金たる特別障害給付金を支給し、年金たる特別障害給付金を支給しないものとするができること。

3 特別障害給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行うこと。

二 特別障害給付金の額（第七条関係）

特別障害給付金の額については、援護法の障害年金及び障害一時金と同額とすること。

三 特別障害給付金の支給を受けることができない者（第十一条関係）

次に掲げる者には、特別障害給付金を支給しないこと。

重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかかり、これにより一1の程度の障害の状態になつた者

その障害に関し、恩給法、援護法その他の法令により、年金たる恩給、障害年金、障害一時金そ

の他これらに相当する給付として政令で定めるものを受けることができ、又は受けたことがある者

四 年金たる特別障害給付金の始期及び終期（第十三条関係）

年金たる特別障害給付金の支給は、平成十二年七月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる
こと。

五 年金たる特別障害給付金を受ける権利の消滅（第十四条関係）

年金たる特別障害給付金を受ける権利を有する者が、死亡したとき、平和条約国籍離脱者等にな
らなくなったとき、内閣総理大臣によつて一の程度の障害の状態がなくなったものと認定されたとき、
のいずれかに該当するに至つたときは、当該年金たる特別障害給付金を受ける権利は、消滅すること。

六 その他（第八条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十九条まで関係）

年金たる特別障害給付金の併給の調整、額の改定、支給停止及び支給期月、期限付の年金たる特別障
害給付金、特別障害給付金の控除、他の法令による給付との調整、特別障害給付金を受ける権利の承継
並びに受給権調査の規定を置くこと。

第三 特別遺族給付金

一 特別遺族給付金の支給及び裁定（第二十条関係）

1 次に掲げる遺族であつて、かつ、平成十二年七月一日において平和条約国籍離脱者等であるものは、特別遺族給付金を支給すること。

旧軍人軍属等又は旧軍人軍属等であつた者で、昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日から平成十二年六月三十日までの間に死亡したものの遺族

日本国との平和条約第十一条の裁判により拘禁され、当該拘禁中に死亡した者の遺族

旧軍人軍属又は旧軍人軍属であつた者で、今次の終戦に関連する非常事態に当たり、旧軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡したものの遺族

旧軍人軍属又は旧軍人軍属であつた者で、事変地若しくは戦地又は当該戦地であつた地域における在職期間内の行為に関連して当該地域において死亡したものの遺族

旧軍人軍属等又は旧軍人軍属等であつた者で、昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病以外の事由により、昭和十六年十二月八日から平成十二年六月三十日までの間に死亡し、かつ、死亡の日において当該負傷又は疾病により恩給法上の項症の程度の障

害の状態にあつたもの（重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態になつた者を除く。）の遺族

2 特別遺族給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行ふこと。

二 遺族の範囲（第二十一条関係）

1 特別遺族給付金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。三において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とすること。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、その子は、死亡した者の死亡の当時における子とみなすこと。

三 遺族の順位（第二十二条関係）

特別遺族給付金を受けるべき遺族の順位は、おおむね、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等

の順序によること。

四 特別遺族給付金の額（第二十三条関係）

特別遺族給付金の額は、死亡した者一人につき三百万円とすること。

五 特別遺族給付金の支給を受けることができない者（第二十四条関係）

次に掲げる遺族には、特別遺族給付金を支給しないこと。

重大な過失によって負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族

死亡した者の死亡の日以後平成十二年六月三十日以前に離縁によって死亡した者との親族関係が終了した遺族

禁錮以上の刑に処せられ、平成十二年七月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなっていない遺族

遺族のうちに、死亡した者の死亡に関し、恩給法、援護法その他の法令により、年金たる恩給、遺族年金その他これらに相当する給付又は特別遺族給付金に相当する給付として政令で定めるものを受けられることができる者又は受けたことがある者がある遺族

第四 雑則

一 時効（第二十八条関係）

年金たる特別障害給付金等を受ける権利は、五年間行わないときは、時効によって消滅すること。

二 非課税（第三十一条関係）

租税その他の公課は、年金たる特別障害給付金等を標準として、課することができないこと。

三 その他（第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条及び第三十二条から第三十四条まで関係）

異議申立期間、年金たる特別障害給付金等を受ける権利に係る譲渡又は担保の禁止及び差押えの禁止、

都道府県が処理する事務等の所要の規定を置くこと。

第五 附則

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 その他所要の規定の整理を行うこと。（附則第二条から第六条まで関係）